香芝市告示第６８号

令和４年度香芝市固定資産税納税通知書を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法第２０条の２及び香芝市税条例第１８条の規定により次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和４年６月１３日

香芝市長　福　岡　憲　宏

送達を受けるべき者
表略

第１期分納期限	令和４年　７月　８日
第２期分納期限	令和４年　８月　１日
第３期分納期限	令和４年１２月２６日
第４期分納期限	令和５年　２月２８日

（注）地方税法第２０条の２の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。